

県南広域振興局長告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年12月2日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 盛岡横手線
- 2 供用開始の区間 和賀郡西和賀町沢内字若畑17地割2番1地先から1番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年12月2日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 平成23年12月2日から平成24年1月4日まで